

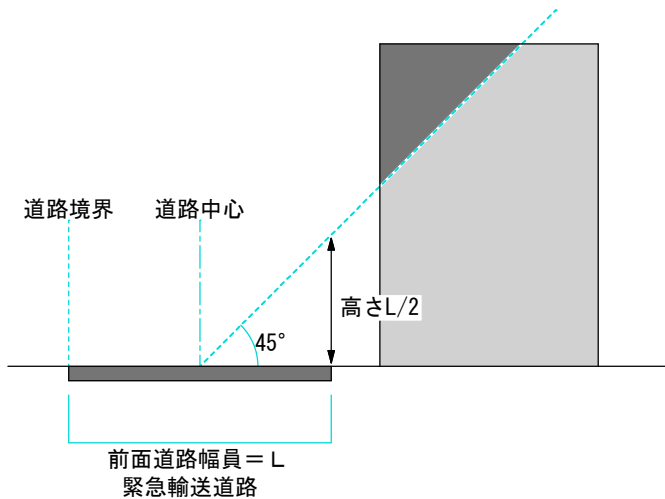
要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の要件等
〔耐震改修促進法第7条第2号に掲げる建築物〕

対象建築物

徳島県が指定した緊急輸送道路沿道^{※1}の建築物で以下のいずれにも該当するもの

- (1) 敷地が緊急輸送道路に接する建築物
(※1: 徳島市の所管は市内を通過する国道11号、55号、192号)
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事に着手したもの(旧耐震基準)
- (3) 建築物の高さが、建築物のそれぞれの部分から道路の境界線までの水平距離に前面道路の幅員の2分の1(幅員が12m以下の場合は6m)を加えたものを超える建築物

① 道路幅員が12mを超える場合



② 道路幅員が12m以下の場合

